

介護保険法第70条第1項及び第115条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所電話	事業所FAX	指定年月日	状態	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	指定有効 期限年月日	代表者名	代表者職種
3760290191	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーションらな	763-0033	香川県丸亀市中府町四丁目13番28号	0877-23-7611	0877-23-7613	2023/6/1	指定	社会福祉法人 宝樹園	香川県丸亀市土器町東四丁目77番地	2029/5/31	宮野 文江	理事長
3760290209	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーション Master Care	763-0093	香川県丸亀市郡家町1747-1 郡家ビル南棟2階202号	080-1995-5351		2023/6/1	指定	合同会社MASTERS	香川県善通寺市生野町2884番地6	2029/5/31	小野 幸司	代表社員